

北上市告示甲第90号

北上市農業用先端技術機器等導入支援事業費補助金交付要綱（令和3年北上市告示甲第43号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月13日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（事業実施期間） 第11 事業実施期間は、令和3年4月1日から <u>令和7年3月31</u> <u>日</u> までとする。	（事業実施期間） 第11 事業実施期間は、令和3年4月1日から <u>令和10年3月31</u> <u>日</u> までとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	